

那覇空港の航空機騒音の抜本的な軽減及び運用改善に関する意見書

那覇空港は、民間航空機や自衛隊機などが共同利用する実質的な軍民共用空港であるとともに、国内第5位の年間約12万7,000回の離発着回数を誇る国際及び国内航空輸送網の拠点となる空港であります。

本市は、那覇空港に隣接していることから、頻繁な離発着に伴う航空機騒音の曝露下におかれているとともに、航空法をはじめとする厳しい規制の中でまちづくりを進めざるを得ない現状にあります。

特に、航空機騒音につきましては、長期間にわたり環境基準を超過していることのみならず、騒音軽減がなされないままその基準達成期間についても徒過し現在に至っており、本市住民の生活の安定及び福祉の向上に大きな障害となっております。

つきましては、環境基準を超える航空機騒音をこれまで受忍してきたことや規制によるこれまでのまちづくりへの大きな影響など過重な負担をこれまで受忍し、現在もその強い影響下にある本市の実情をご賢察いただき、住民の健康を保護し生活環境を保全するとともにその暮らしと安全が守れるよう、次の事項の速やかな実現に向け、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 那覇空港を離発着する自衛隊機を含む航空機騒音について、可及的速やかに環境基準を満たすよう、騒音軽減に取り組むこと。
- 2 那覇空港滑走路増設事業に係る増設滑走路の離陸専用化などによる環境基準を超える航空機騒音の抜本的な改善に取り組むこと。
- 3 共同利用施設、民間防音事業、学校などの施設への防音工事など、那覇空港の周辺対策（施設更新を含む。）の助成の措置を講ずること。
- 4 民生安定事業による計画的、継続的な助成の措置を講ずること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日
沖縄県豊見城市議会

あて先 内閣総理大臣、国土交通大臣、防衛大臣、外務大臣、環境大臣、
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）及び沖縄防衛局長